

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第五百五十四号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年十一月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市新品治町一七番地 榊 井 勝 己
- 一、建築物の位置 鳥取市川端四丁目一六番地
- 一、同 用途 店舗
- 一、同 構造 木造 杉皮葺 平家建 二棟
- 一、同 規模 建築面積 一〇平方米
突出する部分 一〇平方米
- 一、許可條件

昭和二十三年十一月九日 火 曜 日
第 千 九 百 五 十 九 号

本報ノ大キサハ國定規格A列5

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に相
出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條
項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる
事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第五百五十五号

昭和二十三年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規
則第十條第一項の規定により次のものを加工水産物の公
認荷受機関として登録した。

00224

昭和二十三年十一月九日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、登録者住所氏名 鳥取市東品治町十九番ノ五地

鳥取縣購買農業協同組合連合会会長 中田吉雄

二、登録の種類 加工水産物公認荷受機関

三、登録番号 第八号

四、取扱水産物の種類 加工水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取市東品治町

鳥取縣購買農業協同組合連合会

米子市東町

鳥取縣購買農業協同組合米子支所

東伯郡倉吉町明治町

鳥取縣購買農業協同組合倉吉支所

日野郡根雨町

鳥取縣購買農業協同組合根雨支所

鳥取縣告示第五百五十七号

狂犬予防のため昭和二十三年十二月十日より十二月二

十五日まで家畜傳染病予防法第十七條の規定により次の要領で野犬の掃蕩を行う。

昭和二十三年十一月九日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、野犬捕獲班は期間中管内を巡回し徘徊する犬で畜犬鑑札並びに狂犬病予防接種済の証票をつけていないものを捕獲抑留する。

二、抑留した犬は家畜傳染病予防法施行規則第二十一條の規定による公示を市町村役場に掲示した上二十四時間以内

に所有者又は保管者から犬の返還の請求がないときはその犬を処分する。

鳥取縣告示第五百五十八号

漁業監督吏員に対し漁業監督吏員証票を次のように交付し並びに返納せしめた。

昭和二十三年十一月九日

鳥取縣知事 西尾愛治

番号 交付返納年月日 職名 氏名

一 昭和二十二年十二月二十二日返納 鳥取縣事務吏員 柏木 計一

00225

七	同	二十七日返納	鳥取縣技術吏員	西川節五郎
一	同	同十月十五日交付	同	後明 喜好
七	同		鳥取縣事務吏員	青木 雅由
八	同		鳥取縣技術吏員	内田 守雄
九	同		同	浜部 基次
一〇	同		同	小島 廉三
二	同		鳥取縣事務吏員	新 仁一
二	同		同	澤田 節夫

鳥取縣告示第五百五十九号

八頭、東伯地方事務所管内において縣稅檢査査章並びに縣稅滯納者財産差押証票を次のように交付した。

昭和二十三年十一月九日

鳥取縣知事 西尾愛治

区分 番号 交付年月日 所屬庁名 職名 氏名

縣稅檢査章 八九 昭和二十三年十月二十六日 鳥取縣事務所 西尾 政雄

同 九〇 同 同 大野 正治

同	九一	同	同	氣高同	同	端 詰進
同	九二	同	同	同	同	鈴木 光男
同	九三	同	同	同	同	加登陽一郎
同	九〇	同	同	八頭同	同	西尾 政雄
同	九一	同	同	同	同	大野 正治
同	九二	同	同	同	同	端 詰進
同	九三	同	同	同	同	鈴木 光男
同	九三	同	同	同	同	加登陽一郎

鳥取縣告示第五百六十号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水産物配給規則第十條第一項の規定により次のものを加工水産物の公認荷受機関として登録した。

昭和二十三年十一月九日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、登録者住所氏名 鳥取市川端四丁目六十四番地

鳥取縣煉製品製造業会

代表者 会長理事 衣笠 直市

- 二、登録の種類 加工水産物公認荷受機關
- 三、登録番号 第九号
- 四、取扱水産物の種類 水産煉製品
- 五、営業所又は事業場の位置
 - 鳥取市川端四丁目六十四番地 鳥取縣煉製品製造業者本部
 - 鳥取市元魚町三丁目六四 鳥取營業所
 - 米子市灘町一丁目 米子營業所
 - 倉吉町大字新町一丁目 倉吉營業所
 - 東伯郡八橋町大字八橋四二四 八橋營業所

規 則

◇鳥取縣規則第八十号

昭和二十三年三月鳥取縣規則第十六号災害救助法第二十三條の規定による救助の程度方式及び期間中一部を次のように改める。

昭和二十三年十一月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

規則名中「方式」とあるを「方法」に改める。

- 一、(イ)中一人一日当り一円八十錢とあるを三四円以内改める。
- 二、(一) (イ)中一人一日につき八円五十錢以内とあるを一五円以内改める。
- 二、(二) (イ)中一人一日につき八円五十錢以内とあるを一五円以内改める。
- 三、(一) (イ)中一人一日につき二、四七〇円とあるを六、八一〇円以内、一人につき三、一九五円とあるを一、一六〇円以内改める。
- 三、(二) (イ)中一人一日につき四九五円とあるを一、三二五円以内、一人につき六四五円とあるを一、七九〇円以内改める。
- 三、(三) (イ)中一人一日につき五〇五円とあるを一、二七〇円以内改める。
- 三、(四) (イ)中一人一日につき二〇五円とあるを五三〇円以内改める。
- 六、(一) (イ)中一人につき二〇円とあるを二七五円以内改める。
- 六、(二) (イ)中一人につき二十四円とあるを五五円以内改める。
- 七、(一) (イ)中一件につき四二〇円以内とあるを七〇〇円以内改める。

昭和二十三年十一月九日印刷
昭和二十三年十一月九日發行

取 縣 公 報

（昭和四...）
（第三種...）
（物認可）
（月十五日）

鳥取縣鳥取市東町 取 縣 公 報 所
鳥取縣鳥取市東町 取 縣 公 報 所
鳥取縣鳥取市東町 取 縣 公 報 所